9　統括原子力運転検査官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち保安検査（原子炉等規制法第六十七条の二第三項に規定する検査をいう。）に関するものを助ける。

附　則

（監視情報課上席放射線防災専門官の設置期間の特例）

2　第十八条第一項の上席放射線防災専門官のうち一人は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

（長官官房首席技術研究調査官の設置期間の特例）

3　第十九条第一項の首席技術研究調査官のうち四人は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［項を加える。］

附　則

（監視情報課地方放射線モニタリング対策官の設置期間の特例）

2　第十八条第一項の地方放射線モニタリング対策官のうち一人は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

（長官官房首席技術研究調査官の設置期間の特例）

3　第二十条第一項の首席技術研究調査官のうち四人は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

告示

○内閣府総務省告示第三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）第六十条の規定に基づき、平成二十九年内閣府・総務省告示第一号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号の規定により地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年六月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

総務大臣　山本　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
［号を削る。］	一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号。以下「主務省令」という。）第二条第十五号に掲げる事務　同号に掲げる情報（同号の申出に係る被保険者又は保険給付を受けるべき者に係る情報を除く。）
［号を削る。］	一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号。以下「主務省令」という。）第七条第一号に掲げる事務　同号イに掲げる情報
二　主務省令第三条第十六号に掲げる事務　同号に掲げる情報（同号の申出に係る被保険者又は保険給付を受けるべき者に係る情報を除く。）	二　主務省令第六条第十二号に掲げる事務　同号に掲げる情報（同号の申出に係る被保険者又は保険給付を受けるべき者に係る情報を除く。）
三　主務省令第六条第十二号に掲げる事務　同号に掲げる情報（同号の申出に係る被保険者又は保険給付を受けるべき者に係る情報を除く。）	三　主務省令第七条第一号に掲げる事務　同号イに掲げる情報
四　主務省令第七条第一号に掲げる事務　同号イに掲げる情報	四　主務省令第七条第二号に掲げる事務　同号イに掲げる情報
五　［略］	二　［略］
六　［略］	三　［略］
七　［略］	四　［略］
八　［略］	五　［略］
九　［略］	六　［略］
十　［略］	七　［略］
十一　［略］	八　［略］
十二　［略］	九　［略］
十三　［略］	十　［略］
十四　［略］	十一　［略］
十五　［略］	十二　［略］
十六　［略］	十三　［略］
十七　［略］	十四　［略］
十八　［略］	十五　［略］